

「該当する方のみ」提出する書類

	提出書類	提出回数
※2025 年度中に未提出の方	③ 2025 年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金申請書兼口座振替依頼書（区様式）	年度に 1 回
※2025 年度中に未提出の方	④ 申請保護者の本人確認書類のコピー 顔写真つき証明書（1 点）…マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、パスポート、障害者手帳、在留カード（両面）等 または 顔写真なし証明書（2 点）…健康保険証（両面）、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	年度に 1 回
4 月～8 月分の補助金申請かつ 2024 年 1 月 1 日時点で中野区に住 民登録がない場合	⑤ マイナンバーカード（裏面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は 2023 年 1 月～12 月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）を日本語訳付きでご提出ください。	年度に 1 回
9 月～3 月分の補助金申請かつ 2025 年 1 月 1 日時点で中野区に住 民登録がない場合	⑥ マイナンバーカード（裏面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は 2024 年 1 月～12 月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）を日本語訳付きでご提出ください。	年度に 1 回
在園する幼稚園以外で幼稚園型一時預かり事業を利用した方で、右記に該当する方	⑦ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書 下記 2 つに当てはまる場合 ご提出ください。 (1) 在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※ 1 (2) 在園する幼稚園以外で幼稚園型一時預かり事業※ 2 を利用した ※ 1 一定水準以下 = 年間開所日数が 200 日未満又は平日開所時間が 8 時間未満 →対象の幼稚園は P 6 の預かり保育補助の対象施設（無償化対象施設）について」から確認できます。（中野区外の園については、園が所在する各自治体へお問い合わせください。） ※ 2 幼稚園型一時預かり事業実施園については園が所在する自治体にお問い合わせください。	支払い期ごと